平成２１年（フ）第４６８号
香川県高松市牟礼町牟礼366番地76
債務者　柳原　博文
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６１号
鹿児島県南九州市頴娃町別府1460番地３
債務者　福留　広利
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６６号
鹿児島県指宿市西方6640番地　県営宮ヶ浜団地３棟205号室
債務者　吉田　奈美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６７号
鹿児島県枕崎市明和町75番地
債務者　福元　規子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６８号
鹿児島県指宿市十二町2364番地11
債務者　山元　朱実
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第２１３号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字鬢田63番地
債務者　山村千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
青森県十和田市西五番町１番13号　コーポモナークＢ―201号
債務者　佐藤美樹子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４９号
青森県十和田市西一番町13番28号　久野荘６号
債務者　藤澤　セツ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５０号
青森県三沢市南町１丁目31番地27号　Ｆ154Ｂ
債務者　武安　俊正
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３１号
千葉県香取市佐原イ1253番地　第３グリーンハイツ６号
債務者　鹿嶋　正勝
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第４０６号
川崎市中原区木月３丁目45番54号　リバーサイド日吉302
債務者　中嶋　貴栄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
川崎市多摩区登戸183番地　ル・マノワール103
債務者　安藤かおり（旧姓小杉・大貫）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
川崎市中原区宮内３丁目８番10―309号　クオス等々力
債務者　坂本　充子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
川崎市宮前区神木本町４丁目17番１号　ミヤマ第２　402
債務者　一ノ瀬一彦（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目７番地27
債務者　古坂　広美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８７号
川崎市川崎区藤崎４丁目32番４号　メゾン橋本101
債務者　須川　良文
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
川崎市宮前区土橋２丁目１番地18　フォンターナ宮前平403
債務者　田中裕喜也
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係